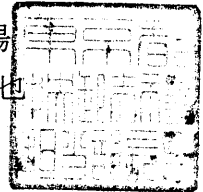


30中洲管第266号
平成30年11月26日

有限会社杉原水産
代表取締役 杉原 稔 殿

東京都中央卸売市場豊洲市場
場長 田中 賢也



行政処分決定通知書の交付について（通知）

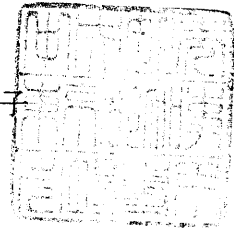
東京都中央卸売市場条例第91条及び第103条第1項第5号の規定により、
別紙のとおり処分するので通知します。

有限会社杉原水産

東京都中央卸売市場条例第91条及び第103条第1項第5号の規定に基づき、下記のとおり処分する。

平成30年11月26日

東京都知事 小池百合子



記

1 処分内容

東京都中央卸売市場における仲卸業務の全部停止 30日
(処分の期間は平成30年12月1日から起算する。)

2 処分理由

貴社は、東京都中央卸売市場条例第88条第1項の規定に基づく平成28年3月15日付市場施設使用指定書により、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで(ただし、上記の間に築地市場が閉場となった場合は、その日までとする。)の間、市場施設(施設名称:(旧)築地市場水産物部仲卸業者売場1091、1092、1093及び1094並びに同仮設売場A1棟3階事務室及び倉庫)の使用指定を受けていたところですが、築地市場の閉場に伴い、当該市場施設の使用指定は消滅しました。使用資格が消滅したときは、使用者は、東京都中央卸売市場条例第91条の規定により、知事の指定する期間(平成30年10月10日まで)内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還する義務を負うところですが、平成30年11月25日時点において、市場施設であった場所には貴社の備品等が設置されたままとなっており、東京都中央卸売市場条例第91条に違反している(原状回復及び返還がなされていない)状況にありました。

以上の理由から、東京都中央卸売市場条例第103条第1項第5号に基づき、上記のとおり監督処分を行うものです。

3 不服申し立ての教示

(審査請求及び処分の取消しの訴えの教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）